「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正（案）に対する
パブリック・コメントの結果について

平成 22 年 10 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正（案）について、平成 22 年９月９日から９月 30 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。
この間に寄せられた意見（７件、３社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項番	該当条文	意　　見	考　え　方
1	第３条 第１号	第３条第１号定義の株券等は、「株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、出資証券（金商法第２条第１項第６号に規定する出資証券をいう。）、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）並びに国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国株預託証券（金商法第２条第１項第 20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）、外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券又は外国投資信託受益証券を信託財産とするものをいう。以下同じ。）及びカバードワラントをいう。」という定義になっているが、上記に規定する有価証券には、下記の場合の考え方を教えて頂きたい。 ①　金商法第２条第１項第 17 号に定義される外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券は、規則の対象となる有価証券という理解でよいか？また、国内の者が海外で発行する新株予約権付社債券等も含まれるという理解でよい	① 御理解のとおりです。

項番	該当条文	意　　　見	考　え　方
		か？ ②　規則上は株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、出資証券は、国内の金融商品取引所へ上場されているか否かは、要件ではなく未上場の証券であっても、規則上の対象となる有価証券であるとの理解でよいか？ ③　「国内の取引所金融商品市場に新たに上場される」とはどのようなケースを規定しているか？	② 御理解のとおりです。 ③ 例えば、新規上場に際し行われる公募増資又は売出しにおいて行われるオーバーアロットメントにおけるグリーンシューオプションの実施に当たり行われる貸借取引などが考えられます。
2	第３条１号	「株券等」の定義における「国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている」は、「投資信託受益証券」、「外国投資信託受益証券」、「投資証券」、「外国投資証券」、「受益証券発行信託の受益証券」、「外国受益証券発行信託の受益証券」、「外国株預託証券」、「外国証券信託受益証券」及び「カバードワラント」の全てにかかるという理解でよいか。つまり、これらの有価証券は、上場される又はされているもののみが、「株券等」の定義に含まれるという理解でよいか。	そのような理解で差し支えございません。

項番	該当条文	意　　　見	考　え　方
3	第３条 第２号	「当事者のいずれか一方（貸出者）が他方（借入者）に株券等を貸し出し、合意された期間を経た後、借入者が貸出者に、株券等（新株予約権証券及び新株予約権付社債券を除く。以下、本号において同じ）については、対象銘柄と同種、同等、同量の株券等を、新株予約権証券又は新株予約権付社債券については、対象銘柄と同種、同量の新株予約権証券又は新株予約権付社債券を返還する株券等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券の消費貸借取引をいう。」と定義されているが、「新株予約権証券又は新株予約権付社債券」に関しては「同等」という規定がなされていないが、どのような理由によるものか？「同等」が券面発行されている場合の「品質の同等」（例えば、券面の毀損等の券面の品質）を意味したものであるのであれば、規則上対象としている有価証券が上場証券以外の証券（券面発行された証券）も対象としていると考えられ、あえて「同等」という表現を削除する理由はあるのか？	新株予約権については行使期間の残存期間が、新株予約権付社債券については償還期限の残存期間が、それぞれ貸借時点と返却時点では自ずと異なってくることから、同等足りえないと考えられます。 したがって、規則において、「同等」を除いております。
4	第３条 ２号	新株予約権証券及び新株予約権付社債券を除く「株券等」については、「同種、同等、同量」という用語を使用し、新株予約権証券及び新株予約権付社債券については「同種、同量」との用語を使用し、新株予約権証券及び新株予約権付社債券とそれ以外とで用語を使い分けているが、これは具体的にはどのような違いによるのか。あえて使い分ける必要があるように思われないが、どのような必要性から使い分けているのか。	

<table>
<tr><th>項番</th><th>該当条文</th><th>意　　　　見</th><th>考　え　方</th></tr>
<tr><td>5</td><td>第５条</td><td>改正案では、償還・取得条項時の取扱いを第５条第５項第６の２号へ盛り込むとあるが、新株予約権証券等を取り扱わない場合にも、適用されるのか。</td><td rowspan="3">有価証券の種類によっては、必ずしも償還・取得条項が設けられるものではないこと、また、必ずしも基本契約において規定することなく、個別契約等において規定することでも規定の趣旨が全うできると考えられることから、御指摘を踏まえ修正いたします。
なお、施行日前に契約が締結された株券等の貸借取引については、改正後の規定の適用はありませんが、改正後の規定の内容に即した契約締結をし直すことを否定するものではありません。</td></tr>
<tr><td>6</td><td>第５条</td><td>本件改正前に締結した基本契約には、改正案で追加されている第５条５項６の２に掲げる事項についての記載はないが、新株予約権付社債券等を貸借する予定の無い取引先についても既存契約について覚書等を締結し追加記載する必要があるかご教示いただきたい。
新株予約権付社債券等を貸借する予定の無い取引先の既存契約の覚書に当該文言の記載が必要とされた場合、１１月１日からの施行では対応の時間が非常に短いため、経過措置等をお願いしたい。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>第５条
第５項
第６号
の２</td><td>株券貸借の基本契約書に規定する必要のある事項として、新たに、「貸借期間満了前において新株予約権付社債券が償還された場合等の措置（取得条項が付された種類株式又は新株予約権証券については貸借期間中に取得条項が適用された場合の措置などの必要な措置を含む。）」が規定される。この点、現状の規則の条文では、5 条 5 項柱書において「会員は、第 1 項に規定する基本契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。」とあり、（上記 5 条 5 項 6 号の 2 を含む）5 条 5 項各号の記載事項は必要的記載事項と解されるところ、新株予約権付社債券、取得条項のついた種類株式や新株予約権証券の貸借取引は実務的には行われていないため、行う予定のない取引についての取扱いを基本契約書にわざわざ記載することが求められているように読</td></tr>
</table>

項番	該当条文	意　　　見	考　え　方
		める。特に取得条項のついた種類株式については現状も「株券」（取得条項のついた種類株式も当然「株券」である）の貸借として可能であるにもかかわらず、これまでこのような記載は求められていなかったものが新たに求められることになる。 現状、新株予約権付社債券、取得条項のついた種類株式や新株予約権証券の貸借取引を行うことを予定して基本契約書が締結される場合は、非常に少ないと思われ、行うことを予定して締結する場合は、取引当事者にとって必要な事項であれば取引当事者が適宜必要に応じて記載するはずであるから、このように協会規則で一般的にかかる事項を基本契約書に記載するよう求めずとも、5条5項11号の「その他（特約事項）」として、各当事者が独自に個別の具体的合意に応じた内容を契約書に規定するに任せればよいと考える。（なお、同じく協会規則である「債券の空売り及び貸借取引の取り扱いに関する規則」5条4項では、かかる償還の場合の措置等を基本契約書に記載するよう求めてはいない。） 従って、基本契約書に規定することを規則で求める必要まではない事項と思料されるから、改正案5条5項6号の2は削除いただきたい。あるいは、かかる内容の契約書への記載を規則において求めるならば、新株予約権付社債券、取得条項のついた種類株式や新株予約権証券の貸借取引を実際に行う場合において、個別契約において記載する事項として規定いただきたい。後者の文言としては、例えば、規則第5条第6項第8号として（現第8号は第9号に繰り下げる）「新株予約権付社債、取得条項が付された種類株式又は新株予約権証券の個別取引を行う場合は、貸借期間満了前におい	

項番	該当条文	意　　　　見	考　　え　　方
		て新株予約権付社債券が償還された場合等の措置、取得条項が付された種類株式又は新株予約権証券については貸借期間中に取得条項が適用された場合の措置などの必要な措置」といった規定とすることなどが考えられる。 　また、規則において、基本契約書に規定することを求めるとしても、かかる規定が適用されるのは、施行日以後に新たに締結する基本契約書についてのみであって、既に締結されている基本契約書（「既存基本契約書」）については、かかる事項を記載するための契約変更等は必要がないことを確認いただきたい（「取得条項のついた種類株式」の貸借は「株券」の貸借として既存基本契約書に基づいても可能であるが、仮にそのような種類株式の貸借を既存基本契約書に基づいて行うとしても、かかる事項の記載を既存基本契約書に追加するための契約変更等の必要はない（当事者が当該個別契約において任意に必要に応じ対応すれば足りる）ことを確認させていただきたい。）。	

以　上